

武蔵経営	平成19年税制改正の要点(2)	http://www.musashikeiei.com
F A X	オーナー会社増税が残った！	熊谷 048-522-0064 さいたま 048-631-2271
ニュース 266 号	留保金課税の緩和と引き換え？	発行 2006/12/28
税理士法人武蔵経営 熊谷 中西2-7-31、さいたま 大宮区大門町2-108永峰ビル5F		

平成18年の税制改正で突然導入され、税理士や中小企業経営者間でたいへんな悪評であったため、廃止されることが期待されていた「特殊支配同族法人の役員給与の損金不算入制度」については、その適用対象範囲は限定されますが、存続することが決まりました。すなわち、この制度の適用を除外する基準所得金額が平成19年4月以降開始事業年度から800万円を1600万円に引き上げるようです。

1. 元気のいいオーナー会社の増税は何のために？！

そもそも平成18年の税制改正で導入された、「オーナー会社増税」を導入した理由は“実質一人法人と個人事業者の税負担のバランスを確保する”ことにあつたはずなのに、基準所得「1600万超」の法人が対象だとすれば、実質一人法人が対象ではなく「元気のいいオーナー企業」が対象になってしまいます。一体何のために元気のいい中小企業の税負担を増やそうとするのでしょうか？日本経済の今後の発展のためには、元気のいい中小企業こそ税制が応援すべきなのではないでしょうか？

対象となるオーナー会社 (特殊支配同族法人)とは 同族で株式を90%以上所有 常務する役員の半数以上が同族	基準所得(前3年の主宰役員給与と法人所得の合計の平均額)			
	平成18年4月～平成19年3月に開始した事業年度	800万	改正	平成19年4月以降開始する事業年度
				1600万

< 今回の改正によって、オーナー会社増税はこう変わる！ >

基準所得	区分	平成18年4月～平成19年3月末に開始する事業年度	平成19年4月1日以降に開始する事業年度
オーナー会社の課税所得と社長(主宰する役員)の年間給与の合計額の直前3年間の平均額	基準所得800万以下	オーナー会社増税の適用なし	
	基準所得800～1600万	オーナー会社増税適用	オーナー会社増税の適用なし
	基準所得1600万超		オーナー会社増税適用

*オーナー会社増税の適用がある場合には、主宰する役員(通常は社長)に支払った給与に対応する給与所得者控除相当額が損金不算入になります。

2. 中小会社の同族会社留保金課税は適用除外に！

これは朗報ですが、資本金が1億円以下の中小会社については、留保金課税の適用対象から除外されます。この留保金課税というのは、同族会社の場合、利益を一定限度額以上に内部留保すると通常の法人税の他に留保金課税として割増の法人税を支払うという制度です。したがって、中小会社の場合いくら内部留保しても留保金課税されることはなくなったわけですが、「特殊支配同族会社」についてのオーナー会社増税には注意しなければなりません。実際は、留保金課税の対象となる中小会社よりもオーナー会社増税の対象となる会社の方がかなり多いと思われます。

本年もたいへんお世話になりました。よいお年をお迎えください。

本年もたいへんお世話になりました。皆様に支えられて武蔵経営も来年は5年目を迎えることとなります。2007年も私たちは精一杯頑張りますので、これからもよろしく願いいたします。本年はまことにありがとうございました。

武蔵経営の新春セミナーにご参加ください

武蔵経営では、毎年の税制改正セミナーはもちろん、「事業承継」と「遺言」についてのセミナーも企画しておりますのでぜひご参加ください。

今回は、2007年にソニックで開催する事業承継セミナーの案内も同時にFAXさせていただきますので、ぜひご参加ください。

このFAXは、当事務所の取引先や名刺交換等によってお付き合いさせていただいている方々に送付させていただいていますが、このFAXニュースの配信を希望されない方はご面倒様ですが、048-522-0064(担当木元)まで御一報下さいますようお願いいたします。

本当に必要な事業承継対策

“目からうろこ”の事業承継手法と本当に“役立つ”遺言

今年5月に新会社法が施行され、中小企業についてもそのガバナンスやコンプライアンスが問われる時代となり、今はまだあまり話題になっていませんが、既に成立して来年11月ごろ施行されるであろうといわれている「改正信託法」も大きな影響を与えることが考えられます。従来の財産承継は、所有者の死亡という事実が発生するまで所有権の移転を控えて来ましたが、信託法が規制緩和されて信託契約が自由化すると、従来の相続対策や事業承継対策は一変してしまう可能性があります。

そして「遺言」に関しては、多くの方が「遺そうと思っているけれど未だ作成していない」というのが実態であり、本当に役立つ遺言を作成し、きちんとメンテナンスすることこそ、事業承継や相続対策の要なのです。

そこで..

【 “目からうろこ”の事業承継手法と本当に“役立つ”遺言 】

新しい事業承継手法と財産承継手法

1. 日時 平成19年1月18日(木)

13:30～16:30

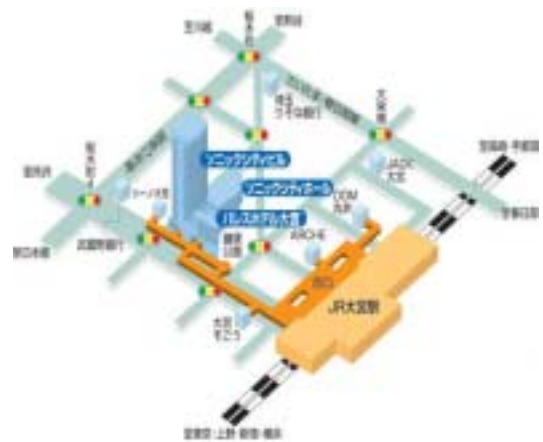
2. 場所 大宮ソニックシティビル

6階 602号室

3. 定員 56名

4. 参加費用 **無料**

お席に限りがございます。お申し込みはお早めに！



1. 画期的な信託を利用した事業承継対策～信託を使った事業承継法 税理士法人武蔵経営シニアコンサルタント 講師：(株)武蔵M&Aセンター 代表取締役 大河原 静雄	13:30～14:10
2. 新会社法を利用した自社株対策の手法～賢い自社株対策 関東信越国税局OB・武蔵経営資産税顧問 講師： 税理士 橋本 則彦	14:10～14:50
3. 新しい相続対策と事業承継～これからの生前承継と遺言 講師：税理士法人武蔵経営 代表社員税理士 龍前 篤司	15:10～16:00
4. 個別相談会 無料ですのでお気軽にご相談ください。	16:00～16:30

参加希望者は下記にご記入の上、このままFAXして下さい

参加申込書 FAX 048-631-2272

会社名 _____

参加者名 _____

合計()名

住所 _____

TEL TEL () - () - ()

FAX FAX () - () - ()

電話でお申し込みされる場合は、048-631-2271(担当 大橋)までお願いします。

*ご記入していただきましたご住所、氏名等は今回のセミナーに関する以外に使用することはございません。